

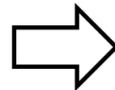
異動届の書き方

退職に伴い普通徴収へ切り替える場合

八重瀬太郎さんの町・県民税

年税額 54,700円

月割額	
6月 5,200円	徴収済税額 23,200円
7月 4,500円	
8月 4,500円	
9月 4,500円	
10月 4,500円	未徴収税額 31,500円
11月 4,500円	
12月 4,500円	
1月 4,500円	
2月 4,500円	
3月 4,500円	
4月 4,500円	本人へ役場から納税通知書を送付します
5月 4,500円	



給与支払報告書 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。

◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

右の※印の欄には記入しないでください。

令和1年11月5日		住所(居所) 又は所在地	郵便番号	八重瀬町字東風平〇〇〇番地		※CD	現年度		
八重瀬町長殿		フリガナ	901-0401	ヤエセショウジ		特別徴収義務者 指定番号	新年度		
給与所得者(異動者)		名称		(株) 八重瀬商事		宛名番号(注1)	両年度		
フリガナ ヤエセ タロウ		個人番号又は法人番号	00000000000000000000			係	総務		
氏名 八重瀬 太郎		生年月日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	連絡者	氏名	八重瀬 花子	
受給者番号			54,700	6 月分	11 月分	R1 年	TEL (000) 000-000 (内線 000)	10 月	
個人番号 00000000000000000000									10 月分
1月1日現在の住所 八重瀬町字具志頭〇〇〇番地			円	23,200 円	31,500 円	異動年月日		異動の事由	
現住所 同上		給与支払を受けなくなった後の住所					11 月		① 退職
							10 月		2. 転勤
							30 日		3. 休職
									4. 長欠
									5. 死亡
									6. 会社解散
									7. 住所誤報
									異動後の未徴収税額の徴収
									A. 特別徴収継続
									B. 一括徴収
									C. 普通徴収

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う

※八重瀬町より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する
(月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続 (転勤・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新特別徴収義務者	所在地	
	フリガナ	
	名称	<input type="text"/> (印)
	個人番号又は法人番号	<input type="text"/>
連絡者	係	
	氏名	
	TEL () (内線)	

月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
0000000 円	0000000 円
社会保険料額	勤続年数
000000 円	00 年 00 カ月

① 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。

2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。

3. その他 理由 ()

注意

- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
- 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
- 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
- 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

異動届の書き方

転勤して特別徴収を継続する場合

八重瀬太郎さんの町・県民税

年税額 54,700円

月割額	
6月 5,200円	徴収済税額 23,200円
7月 4,500円	
8月 4,500円	
9月 4,500円	
10月 4,500円	(株)八重瀬建設で11月分から徴収する 31,500円
11月 4,500円	
12月 4,500円	
1月 4,500円	
2月 4,500円	
3月 4,500円	
4月 4,500円	
5月 4,500円	

給与支払報告書にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。

◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。

右の※印の欄には記入しないでください。

令和1年11月5日		住所(居所)又は所在地	郵便番号	八重瀬町字東風平〇〇〇番地		※CD	現年度	
八重瀬町長殿		フリガナ	901-0401	ヤエセショウジ		特別徴収義務者指定番号	新年度	
給与所得者(異動者)		名称	(株)八重瀬商事		宛名番号(注1)	両年度		
フリガナ ヤエセ タロウ		個人番号又は法人番号	000000000000000000		連絡者	係	総務	
氏名 八重瀬 太郎		生年月日	S54.3.29		氏名	八重瀬 花子		
受給者番号		1月1日現在の住所		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由
個人番号 000000000000000000		八重瀬町字具志頭〇〇〇番地		54,700 円	6 月分	11 月分	R1年10月30日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報
1月1日現在の住所		給与支払を受けなくなった後の住所			10 月分	5 月分		
現住所 同上		同上			23,200 円	31,500 円		<input checked="" type="checkbox"/> A 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> B. 一括徴収 <input type="checkbox"/> C. 普通徴収

C 普通徴収

※未徴収額を本人が支払う

※八重瀬町より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収

※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は 月分で納入する
(月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
	円	

A 特別徴収継続(転勤・再就職)

※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号 00194000000

所在地	八重瀬町字伊覇〇〇〇番地	
フリガナ	ヤエセケンセツ	
名称	(株)八重瀬建設 <input checked="" type="checkbox"/>	
個人番号又は法人番号	000000000000000000	
連絡者	係	庶務
氏名	八重瀬 一郎	
TEL	(000) 000-000 (内線) 000	

月割額 4,500 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
0000000 円	0000000 円
社会保険料額	勤続年数
000000 円	00年00ヵ月

一括徴収の理由

- 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ()

- 注意
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
 - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。